

要除却等認定申請 必要書類

法：マンションの再生等の円滑化に関する法律

省令：マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則

告示：除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示

細則：大阪市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

要領：大阪市マンション除却等の必要性に係る認定運用要領

		耐震性不足 法第163条の56第2項第1号	火災安全性不足 法第163条の56第2項第2号	外壁等剥落危険性 法第163条の56第2項第3号	配管設備腐食等 法第163条の56第2項第4号	バリアフリー不適合 法第163条の56第2項第5号
認定申請書（省令様式第25の7号）	省令第76条の25第1項又は第2項	○	○	○	○	○
要除却等認定の申請を決議した集会の議事録の写し	省令第76条の25第1項第1号又は第2項第1号	○	○	○	○	○
構造計算書	省令第76条の25第1項第2号	○				
耐震診断の概要を記載した書類（要領様式第1号）	細則第2条第1項第1号	○				
耐震診断を行った者が耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げるものであることを証する書類	細則第2条第1項第2号	○				
国土交通大臣の定める耐震性能基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類	細則第2条第1項第3号	○				
耐震改修促進法施行規則第33条第1項第1号の表に掲げる書類	細則第2条第1項第4号	○				
確認済証の写し又はこれに代わる書類	細則第2条第1項第5号	○				
検査済証の写し又はこれに代わる書類	細則第2条第1項第6号	○				
当該マンションが法第163条の56第2項第2号若しくは第5号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第3号若しくは第4号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類	省令第76条の25第2項第2号		○	○	○	○
告示第2から第5までに規定する調査を行った者が、告示第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類	細則第2条第2項第1号		○	○	○	○
方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図	細則第2条第2項第2号		○	○	○	○
縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における申請に係るマンションの位置及び同マンションと他の建築物との別を明示した配置図	細則第2条第2項第2号		○	○	○	○
縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び面積を明示した各階平面図	細則第2条第2項第2号		○	○		○
縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料を明示した2面以上の立面図	細則第2条第2項第2号		○	○		
縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに申請に係るマンションの高さを明示した2面以上の断面図	細則第2条第2項第2号		○		○	○